

とちぎ社労士 No.96



社労士会セミナー



安全管理研修会

- ★社労士会セミナー
- ★安全管理研修会
- ★第5回関東電子政府推進員協議会
に出席して
- ★関東甲信越地域協議会
- ★県央支部研修会
- ★会員からの投稿特集
- ★会員紹介
- ★新入会員ご紹介
- ★相談会を担当して
- ★事務局だより
- ★広報委員会だより
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028(647)2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤沼清市

栃木県社会保険労務士会セミナー テーマ：中小企業のための就業規則講座

栃木県社会保険労務士会主催、栃木労働局・県内各労働基準監督署後援により平成21年10月19日(月)宇都宮グランドホテルにおいて開催されました！

当日は、89名という多数の参加がありました。



菊重 洋 氏（栃木労働局労働基準部監督課長）



セミナー終了後の個別相談

セミナー内容は

1. 改正労働基準法と就業規則について

講師：菊重 洋 氏（栃木労働局労働基準部監督課長）

長時間労働の抑制やワークライフバランスの推進を目的として平成22年4月1日より改正される労働基準法について、今回改正されることになった背景や現行法の概要、また今回改正のポイントとなる「時間外労働の限度基準」「法定割増賃金率の引き上げ」「年次有給休暇付与の変更」などをグラフを用いて、わかりやすく解説していただきました。

2. 就業規則の基本

講師：社会保険労務士 山川 荘二（栃木県会員）

就業規則の意義と役割について

- ① 職場秩序の確立（職場の共通ルール）
- ② 労働条件の統一化（標準化）による労使の信頼関係の確立
- ③ 職場のトラブル防止と解決のための合理的根拠
- ④ 生産性の向上

について、実際の会社内の具体的な従業員とのトラブルの事例を挙げて解説していただきました。就業規則を公平かつ適正に運用することによって、会社と従業員との信頼が生まれるということがよくわかりました。

3. 就業規則の作成・変更の重要ポイント

講師：社会保険労務士 古川史津子（栃木県会員）

山川会員の解説に引き続き就業規則の作成、変更のポイントについて、総則から採用、服務規律、労働時間、休職、退職解雇にわたり、難しい用語はできる限り使わず具体的な事例を挙げユーモアを交えながらわかりやすく解説していただきました。

社労士会セミナーアンケート集計表

セミナー実施日	平成21年10月19日	セミナー会場名	宇都宮グランドホテル	参加者数	89人	アンケート回答数	27人
---------	-------------	---------	------------	------	-----	----------	-----

1. 職場のトラブルについて

①トラブルが発生したことがありますか？

	項目	人数
a	あ る	12人
b	な い	15人
	無 回 答	0人

②これまで発生した職場のトラブル

	項目	人数
a	解 雇	7人
b	労働条件の引き下げ	13人
c	退 職 勧 奨	5人
d	出向・配置転換	0人
e	採用内定取消	0人
f	非正規労働者の雇止め	0人
g	募 集 ・ 採 用	2人
h	いじめ・嫌がらせ	2人
i	そ の 他	3人
	無 回 答	6人

その他内訳

項目	人数
退職の時期	1人
人間関係	1人
記入なし	1人

2. 就業規則について

①就業規則はありますか？

	項目	人数
a	あ る	20人
b	しばらく見直しをしていない	6人
c	な い	0人
	無 回 答	1人

②就業規則の作成・見直しをする必要

	項目	人数
a	必 要 が あ る	14人
b	必 要 は な い	5人
c	どちらとも言えない	5人
d	そ の 他	1人
	無 回 答	2人

その他内訳

項目	人数
法律改正に応じて見直し必要	1人
	人
	人

3. セミナーの内容について

①このセミナーを知ったきっかけは？

	項目	人数
a	地元社労士の広報	6人
b	連 合 会 H P	3人
c	日 経 新 聞	4人
d	顧 問 社 労 士	2人
e	業 界 団 体	3人
f	知 り 合 い	5人
g	そ の 他	3人
	無 回 答	1人

②セミナー内容はどうでしたか？

	項目	人数
a	非常にためになった	16人
b	ためになった	11人
c	あまりためにならなかった	0人
	無 回 答	0人

その他内訳

項目	人数
読売新聞の栃木版ページの広告	1人
パンフレット	1人
工業団地管理組合担当者からの紹介	1人

社労士会セミナー講師を担当して

県央支部 山川 荘 二

このたびは栃木県会主催セミナーでの講師を務めさせていただきまして、ありがとうございました。まずは略儀ながら書中にてお礼申し上げます。

今回のセミナーは、「中小企業労働契約改善事業」の一環だったわけですが、当初このように講師を務める機会をいただけるとは想像もしていませんでした。県会からの黄色い封筒に「中小企業労働契約改善事業アドバイザー募集」の書類が入っていましたが、内容は良く分からないものでした。何名の募集か、何をするのか、報酬はいくらか、全てが良く分からないまま、とりえず何にでも挑戦しようという気持ちで申し込みました。



初回の全体会議で、セミナーが開催されることを知りましたが、ベテランの先生が講師を務められるものと思っておりました。ところが会議が始まると立候補を募っています。実は以前からセミナー講師の実績を積みたいとは思っていたのですが、そうそうそんな機会はありません。でも今なら、千載一遇のチャンスが目の前に転がっています。

しかし立候補するのは躊躇されました。先輩方を差し置いて、生意気だと思われまいかなどと悩んでいるうちに、頻りにセミナーをされている先生に講師役が勧められましたが固辞されました。そろそろ手を上げて大丈夫かと考え、無事に講師をさせていただけることになりました。

セミナーの告知ビラをみると「業績アップ」とか「モチベーション」などと壮大なことが書いてあります。「いきいき職場を作る就業規則のあり方を解説」とも書いてあります。実際の運用のほうが大切なものと思いつつも、なんとかテーマにそった内容でお話ができるようにと、話す内容を決めるには随分と頭をひねりました。会社を立ち上げたばかりの事業主さんがいらしていると、就業規則についてあまりご存知ではないかもしれないとも思い、内容はかなり基本的なこととしました。

内容が決まってしまうと、あとは練習あるのみです。事務所でも何度も通して練習しましたし、貸会議室を利用して、広い会場で話す雰囲気にも慣れるようにしました。その際には後半担当の古川さんにも協力していただいて、お互いに改善点を指摘しあいました。

実は私子供の頃から、大勢の前で話してもほとんど「あがる」ということがありません。この1点に関しては、本当に親に感謝しております。逆に、個人に話しかけるほうが緊張するのですが。

練習も繰り返し繰り返し行い、当日もあがることなく自信を持ってお話することができました。かなり基本的なことをお話しましたので、内容が物足りないかもという危惧はありましたが、おおむね好評のようで安心いたしました。

今回お話をさせていただいて改めて気づいたことは、やはり具体的な事例を多く取り入れると、セミナー受講者の満足度が高くなるであろうということです。法律的な説明をしている時にはボーっとしている方も、事例の話になるとグッとこちらに興味を示していることが感じ取れました。

改めまして、貴重な機会をいただき、本当にありがとうございました。

「中小企業のための就業規則作成講座」の講師を経験して

県央支部 古川 史津子

10月19日、宇都宮グランドホテルにて、栃木県社会保険労務士会主催セミナー「中小企業のための就業規則作成講座」が開催され、講師を務めさせて頂きました。今日は、このセミナーでの経験について、ご報告したいと思います。

私は、この6月に東京会から栃木県会へ移って参りました。東京では、激しい競争の中で、思うように行かないことも多く、サラリーマンが長かった私は個人で開業してやっていくことに自信を失いかけていました。家族の仕事の関係で栃木県に転居してからも、知り合いがほとんどいない土地で開業してやっていけるのだろうか、という不安の方が大きく、なかなか新しい一歩を踏み出せずにいました。今回のお仕事は、そのような中で得られた初めての大きな仕事でしたので、本当にありがたくお受けしました。

セミナーの資料は、パワーポイントで作成しようと決めていました。ところが、いざ作成する段になると、何をどのように伝えるべきか迷いました。法律や就業規則の知識をもたない一般の方のために、基本的事項から伝えようとする、とても1時間では足りないボリュームになります。また、なるべく難しい用語を使わずに、具体的な事例をまじえようとする、用語の使い方や表現に不適切な点がないか、心配になります。特に、今回のセミナーには、一般の方のほか、就業規則の専門家である栃木県会の先生方も多数ご出席されるので、いつも以上の緊張感がありました。何度もチェックと修正を繰り返し、最終版が出来るまでに、最低でも10回は資料を作り直しました。また、一緒に講師を務めた山川先生とは、3回にわたって打ち合わせをし、1週間前には本番さながらのリハーサルも行いました。山川先生には、資料や発表内容について、いつもの射た素晴らしいアドバイスを頂きました。この場をお借りし、心よりお礼申し上げたいと思います。

こうして向かえた当日は、いろいろな反省点はあるものの、自分なりにはまずまずの達成感を感じることができました。これもすべて、会場内で温かくサポートして下さった栃木県会の先生方のお陰にほかにありません。最初の20分ほどは、かなり緊張していたので、時計を見る余裕がありませんでした。そのため、予定より時間が押しているのか、あるいは早く進んでしまっているのかがわからなくなり、内心とても焦っていました。そんな時、ふと会場内に目を向けると、私のつたない話に耳を傾けてくださっている栃木県会の先生方の顔が目に入ってきました。その温かい雰囲気伝わってきた途端、大きな安心感に包まれ、最後まで大きな失敗なくやり遂げることができました。



私は今回の仕事を通して、この栃木県会に移ってきて、本当によかったと思っています。栃木県会の先生方、本当にありがとうございました。未熟者の私ですが、これをご縁に、今後ともご指導のほど、よろしく願い申し上げます。

平成21年度安全管理研修会が開催されました

平成21年11月27日に鬼怒川の三日月ホテル（旧「ホテルニュー岡部」）において、平成21年度安全管理研修会が開催され、35名の会員が出席しました。

内容は、最初が県北支部の沼尾和夫会員による『労働安全衛生法』関連の是正勧告書、指示書、指導票及び対処の事例について、次が県央支部の鈴木悦子会員による「審査会、移送を経ての過労死が認定された事例」の2つのテーマでの研修でした。どちらも社労士として関わる機会が少ないが重要な問題であり、それだけにこのような研修は貴重で、熱心な講義のもと大変有意義なものでした。



▲講師：沼尾和夫会員（県北支部）



◀講師：鈴木悦子会員（県央支部）

第5回関東電子政府推進員協議会に出席して

県央支部 矢野 機

平成21年10月23日に、さいたま市において第5回関東電子政府推進員協議会が開催されました。私は昨年の7月から推進員となったので、初めて参加しました。

この協議会は総務省が主体となって運営し、推進員は、関東一円の企業担当者・大学教授、さらに税理士・司法書士・不動産鑑定士・行政書士・社会保険労務士の各士業の人たちから構成されていて、総勢61人です。そのうち社会保険労務士は11人を占め、最大派閥となっています。

士業選出の推進員の仕事は、関係する個人・会社・団体への啓蒙・働きかけにより電子申請の利用を幅広く促進することです。

以前から参加している各委員は、それぞれの所属団体の中に電子化委員会を設置し、さらに電子化推進セミナー、研修会等の実施をするなどの活動をしています。

この協議会はこれまで4年間活動し、電子申請の対象となっているものの約5割が電子化されるようになったと報告されました。中でも社会保険労務士の関与する労働保険・社会保険の手続きは件数が多く、電子化されたもののうちの4割を占めています。

ただ協議会での議論の中で多くの疑問・問題点が指摘されました。その主なものは次の通りです。

第一に、電子化5割と言うが各自の実感としてそんなに進んでいるとは思えず、どうやって算定しているのかという点です。これに対する事務局の回答は歯切れが悪く要領を得なかった。第二に、使い勝手の悪さが一向に改善されないのはなぜかという点です。この点については、システムの変更には莫大な費用がかかるため簡単に手がつけれないと釈明していました。

この協議会に参加して、初めて他の業界の実状を知ることができ、各業界とも電子申請の普及に官民上げて力を入れている様子が伺えました。

しかし一般の会社や個人では、年に数回の申請のために電子証明書、パスワード、IDの取得や設定をするのは面倒だとの思いは強く、なかなか進まない。

そのため、その申請代理をする各士業に期待がかかってくるが、システムの使い勝手の悪さがネックで、こちらもなかなか進展してないのが現状のようです。

この協議会の位置づけを考えると、年に1回の協議会では大した影響力も無く、意見の言いっぱなしに終わっているような感じでした。

最後に議長役の大学教授が、民主党のマニフェストには電子化の話が何も無く、民主党政権下では無駄な活動として協議会が取りやめになる恐れがあると言っていたのが印象的でした。

「関東甲信越地域協議会」参加報告

杵 洵 徹

10月15日に開催されました「平成21年度／関東甲信越地域協議会／秋季定例会議」に行ってきました。会議そのものに触れる前に、まず、「関東甲信越地域協議会（略して、「関地協」）」について少し説明をしたいと思います。「関地協」とは、関東甲信越地域の1都9県の計10社労士会の集まりで、平成21年3月31日現在の会員数の多い順で並べてみますと、東京会（8046人）、神奈川会（2071人）、埼玉会（1607人）、千葉会（1234人）、長野会（592人）、群馬会（528人）、新潟会（488人）茨城会（402人）、そして栃木会（298人）、山梨会（150人）ということになります。合計では1万5千人余となり、全国の会員約3万4千人のうち約45%が所属しています。栃木県出身のU字工事の漫才のネタでは、東京、神奈川、埼玉、千葉に続く関東第5位の座を群馬、茨城と争っている栃木ですが、社労士会の会員数では少し水を空けられています。また1都9県の内、海に面しているのが1都4県で海に面していないのが5県というのも、この地域の特徴かと思えます。たしか「海なし県」は全国で8県だったと記憶しています。

地域協議会の主たる事業は、春と秋の年2回開催される「定例会議」と春に開催される「労務管理地方研修会」になるかと思えます。「定例会議」は所属単会が持ち回りで当番会を務め（今回は東京会が当番会）、三役と監事の田邊さんと私の計5人で参加してきました。他会では三役（副会長が複数いる会が多い）が中心に出席しているのに、栃木会が三役以外に2人の役員が出席する理由は、他会の会員と触れ合うことで、栃木会と他会との違いをお互いに知るため、知ってもらうためです。当番会は主催者としてかなりの人数の会員を動員（お手伝いのため）しています。各会の三役は何度か顔を合わせていますので、各会の特徴などがわかっていますが、懇親会で同席させていただいた東京会の人たち（主に支部長クラス）は、「定例会議」

には初参加と思われ、情報交換などをしてお互いに有意義な時間を過ごせたと思います（「栃木会はずげーなぁー」と言っていました）。

会議の主な内容としては、連合会からの報告事項を聴き、各単会から提案された協議事項について話し合うというものです。栃木会からの提案は、「厚生労働省の事業等を受託しようとする際には、事前に各単会の意向を確認するよう連合会に求める」というものでした。提案趣旨は「連合会と単会とは本社と支店の関係にあるのではない。連合会に強制力はないのであり、実施するかどうかは各単会が決めることである」などでした。その主旨は、広報第95号に掲載された森田専務理事の「連合会の委託事業に思う」と題された文章からもご理解いただけたと思います。この提案に対して神奈川会の会長さんから「連合会の理事会の席で、この件については連合会に確認済み（拒否権がある）であるから、提案する必要はない」旨の発言があり、連合会から特に異論・反論はなかったので、この件については一応一安心（拒否することができる）ということでした。

最後に算数の問題。10単会で年2回開催ということは、当然ながら5年に1度は栃木会にも当番会が廻ってくるようになります。そのときは会員一同で“おもてなし”しなければならないことを確認しまして、参加報告を終りに致します。

県央支部研修会

平成21年11月17日(火) パルティ とちぎ男女共同参画センターにて県央支部研修会が開催されました。出席者数49名と予想以上に多数の会員にご出席いただき、当初、社労士会館での開催を予定していましたが、大人数を収容できる会場に変更となりました。



宇都宮労働基準監督署 手塚 稔 次長

(前 半)

宇都宮労働基準監督署 手塚 稔 次長による

「改正労働基準法について」

労働基準法改正の背景、法定割増賃金率の引き上げ、時間単位年休、法改正を契機とした働き方の見直し（ワーク・ライフ・バランス）などについて、解説していただきました。



県央支部 近能 明正 会員

(後 半)

県央支部 近能 明正 会員による

「中小企業のための各種助成金・給付金の手続きについて」

雇用調整助成金（中小企業雇用安定助成金）、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用奨励金など、中小企業において利用頻度が高い助成金について、ご自身が取り扱った事例を基に、わかりやすく解説していただきました。

会員からの投稿特集

日系人雇用適正化促進事業 について感じたこと。

(県北支部 戸村 信幸)

日本の企業経営にとっては、外国人労働者が不可欠な時代になっています。技術者ばかりでなく幅広い分野に広がっています。

それに比例して、残念なことに外国人犯罪が急増し、社会問題になっていることも事実です。

しかし、現実には各事業所を回ってみると、私自身が思っていたより各事業所とも外国人雇用について意識が高く、法律を遵守しようという意識も高く、むしろ経営者の方々も素直で正直に話をしてくれたという印象を受けました。

また、経営者自身が、外国人の場合が多くそれぞれに社会保険等の悩みをかかえているようでした。

外国人労働者については、自分の権利を強く主張する傾向があるために経営者を困らせる事案もあるようです。現実的に雇用保険加入や社会保険加入についての理解が不十分であることも確かです。例えば、入社した際には、給料から保険料を引かれるのが嫌で雇用保険等に入るのを嫌がり、退職した際に失業保険をもらえず大騒ぎをすることがあるようです。

また、外国人労働者は、自分達だけが社会から疎外されているという意識を持っているようにも見えます。

多くの外国人が、労働者として日本の企業を支え、また経営者として国内で活躍していることも忘れてはならないと思いますし、外国人を蔑視することのないように肝に銘じる必要もあるでしょう。

「日系人雇用適正化促進事業」の 「雇用管理改善指導員」として活動して

(県央支部 西田 亨)

私は、平成21年6月に社労士会で募集した「日系人雇用適正化促進事業」の「雇用管理改善指導員」に応募し、選任され活動しましたので、その感想を含めて内容を報告したいと思います。

今回、私がこの事業に応募した動機はこの活動が7月から9月と短い点や、この指導員を通して社労士業務に関わる知識を少しでも習得し本業に生かしたいと思ったからです。

最初に社労士会から「指導員講習会」を開催する案内がありましたが、その講習会の前に私自身の基礎知識を付けておこうと思いハローワークから「外国人雇用に関するQ&A」というパンフレットを取り寄せ一読したり、数年前から始まった外国人を雇用した場合の「雇用保険資格取得届」などでの届出について下調べしたりしておきました。

そして「指導員講習会」が行われ、今回指導員と選任された8名が参加しました。私は講習会で「日系人」

と「外国人」の違いについて整理し、日本で就労できる外国人の在留資格などについて再確認しました。また講習会では、一番肝心な日系人のいる事業所を訪問した時に行う雇用管理の「チェックリスト」を渡されましたが、その内容の細かさに少し驚きました。日本人に対してもここまで適正に雇用管理が行き届いているとは思えないのに、ましてや日系人に対してそのチェックリストの内容を全て事業主から聞き出すのは少し気が重いと感じました。でも指導員として選任された以上は責任を持って臨むこととしました。

私の訪問事業所の割り当ては9社ありました。活動は7月から9月で全て終了しなければならず、少しずつ訪問していけば良かったのですが、結局社保の算定業務が終了した8月に入ってから活動となってしまいました。ただ、実際活動し始めると訪問事業所に既に日系人を雇っていないなどで結局9社中、3社を訪問し、訪問活動は8月7日から8月19日の2週間足らずで終了してしまいました。

訪問した事業所は、日系人の方の勤続年数が長かったり、日系人に対する事業主の理解もきちんとあり同じ職場で働く日本人同様に雇用管理をしたり、平成20年暮れから始まった金融不況による不当な解雇も無く、訪問する前に抱いていたよりも雇用管理は悪くありませんでした。訪問した中で「外国人研修・技能実習制度」を利用している事業所が1社ありましたが、ここも質問に対する回答では問題なく、有効にこの制度を活用していました。意外に訪問した事業所はこの事業に対して真摯に対応していただき、トラブルなく活動を終えたことは良かったと思っています。講習会で「チェックリスト」の内容と数の多さから懸念を抱いていた割には、あっさりと終わってしまった感じです。

最後に、今回この事業に関して「事前講習会」があって指導員全員が集まり、それぞれの思いで活動したと思うので、活動後の「報告会」もあれば良いと感じました。その中で、割り当て事業所数に対して実際に何件訪問したとか、事業所を訪問してみても事業主の対応や雇用管理の状況、苦労した点などを報告し合えば良かったと思いました。

実務研修会に参加して

県南支部 松本 喜美子

8月に入会し、座談会及び基礎研修会から始まり数回の研修会に参加させていただきました。

まず、座談会では藤沼清市先生から社労士としての基本である1号業務、2号業務の重要性とプロフェッショナルたる心構えをお教えいただきました。自分のプロとしての意識を高く持つことが日々の学ぶ姿勢、業務への反映、そしてお客様に喜んでいただくことにつながっていくのでは、と思いました。

実務研修会では、基礎知識の棚卸しからはじまり実務例をもとに解説してくださり、これからの実務の参考になります。市販の書籍にはない実際の提出物、添付書類、資料までの数々に感激しています。実務経験のない私には正直なところ初めて耳にする用語も多々あり、その場での内容の理解は難しいことばかりです。しかし、その説明の中には講師の先生方のお客様への説明のしかたや、言葉の使い方、官公署での対応のしかたなど学ぶことが大変多くあります。これらが今の私にとって研修会での学びの一つとなっています。

先日は、健康保険の新規適用の手続きに際し、永島先生の参考資料を活用させていただきました。添付されていた社会保険事務局からの通知が手がかりとなり助かりました。

最後に、研修会を通して諸先輩方に温かいお声をかけていただき、ご助言をいただき大変ありがたく思っております。残すところ、あと2回となる実務研修会も自分なりの課題をもって参加させていただきたいと考えています。

会 員 紹 介

～ 新入会員以外の会員をご紹介します ～

県西支部

森 英 史

- ① 社労士資格を取得した理由は？
会計事務所に就職した事により、資格を取得した方が将来的にも有利と、(顧客からの信頼度、知識等) 又、仕事をする上で必要と思われたので。
- ② 開業した当時に苦労した点は？
実務経験が乏しかったので、法文書、実務手引を参考にしながら、届出書等を作成した事。
- ③ 印象に残る大事件や小事件は？
顧問先、土木工事下請の死亡事故。(大先輩のアドバイスに大変助けられました)
- ④ 社労士業務を行なっていく上でのモットーは？
いかにしたら、顧問先、従業員にとって、得策かを常に考えながら、実務に臨んでおります。
- ⑤ 社労士になって良かったことは？
志を同じくする、多くの先輩仲間に出会えた事。社労士会の推薦を頂き、民事調停委員になれた事。そのおかげで、世の中の別の世界を見る事が出来た事。

県西支部

青 木 秀 夫

- ① 社労士資格を取得した理由は？
独立開業を目指した為
- ② 開業した当時に苦労した点は？
顧問先がなかった事
- ③ 印象に残る大事件や小事件は？
顧問先の事業所で60才すぎの人を解雇し、翌日、本人が来所した時に、昨日は女房に泣かれてしまいましたと聞かされた時は解雇する側の配慮について考えさせられました。
- ④ 社労士になって良かったことは？
仕事を通じて知識を生かせる事



県西支部

初 谷 明

- ① 社労士資格を取得した理由は？
勤務していた事業所に定年まで勤め続けられるか、漠然とした不安がありました。「何か資格でもあれば役に立つ時があるかも」と考え宅地建物取引主任者、行政書士、続いて社会保険労務士の資格を取りま

した。

今から15年前、エンプロイアビリティ（雇われ続ける能力）に限界を感じ始め、その不安が的中し退職することにしました。5社の事業所を経て今から10年前開業しました。

② 開業した当時に苦労した点は？

昭和47年の第4回試験合格ということで事務指定講習受講の要件が無くすぐに開業出来ましたが、合格から何十年という時が流れていましたので試験に合格した知識はほぼゼロになっていたということです。県会や支部で行われる実務研修会は大変役に立ちました。

実務に迷った時はその講師の大先輩宛勝手にFAXをして指導を乞いました。必死でした。出来るだけ研修会には出席させて頂いていますし今後もそうしたいと思っております。

③ 印象に残る大事件や小事件は？

案件としてはありませんが家族持ちの従業員の喪失届を作成する時に、その家族のことを考えることが習性になっています。特に小学生の子供がいると自分の境遇と重ね合わせ、小さい子がいるのに辞めて大丈夫なのか、そうしなければならぬ事情は何かと考えます。労働法に触れることの無い一身上の都合でしょうが、その一身上が気になります。「この人は今後どうやって家族を養うのだろう」

④ 社労士業務を行っていく上でのモットーは？

当たり前のことですが仕事を間違わないことと、お客様の立場に立って考え行動すること、「社長は何を望んでいるのか」考えます。

それと、自分の力量・能力を考えた時、人を雇えるほどの規模になることは有ろう筈も無いのですが、人を雇いたくないということです。人を指示し管理することは自分には合いません。複数の人間の意見を調整し仕事を進めて行く事は自分には向いていません。幸いここまで食って来ることが出来ました。何も分からなかった10年前。今はどうにか社長の前で自分の意見、考えを話すことが出来る様になりました。分からない時、教えて下さった方々や実務研修会のお蔭です。

⑤ 社労士になって良かったことは？

40才半ばで勤めを辞めました。その時は月に一度、貰う給料の有り難味が十分に分かっていませんでした。開業して初めて「給料っていいな」と思いました。会社に勤め続けてその先に何があるのか、勤め続けることが出来るのか、雇われ続ける能力に不安を感じて辞めたわけですが、社会保険労務士という「人が会社に雇われるときに係わる仕事」をすることによって「自分が40代で悩んで会社を辞めたことが自分だけではなく、時に団塊の世代と言われる多くの人に共通していることかも」と思える様になったことです。

雇われること、雇うこと、賃金とは、人事制度とは、安全に働くとは、健康保険とは、退職金とは、年金とは、社労士という仕事をしなければ深く考えることもなく定年を迎えていたと思います。「こういうことだったんですか」と目から鱗の毎日です。

おめでとうございます。上野トヨ先生

平成21年度社会保険労務士制度功労者として、上野トヨ会員（県央支部）が社会保険庁長官表彰を受けられました。